第３章　裁判制度及び運用の実態

第１　民事の紛争解決制度

１　民事訴訟手続

（１）１９０８年民事訴訟法（Code of Civil Procedure, 1908）

インドの民事訴訟手続を定めているのは、１９０８年民事訴訟法（Code of Civil Procedure, 1908）である。

同法が規定する、訴え提起から判決までの流れは、基本的に日本の民事裁判と変わらないと考えてよいと思われる。訴訟提起（２６条）、被告の呼出（２７条他。訴訟提起から３０日以内に発せられる）、答弁書提出、争点整理、証拠調べ、証人尋問といった審理過程は、日本と同じである。和解での終結に関する規定もある（８９条）。

また、関係する法律として、提訴可能な期間については１９６３年出訴期限法（Limitation Act, 1963）が、提出証拠に関しては１８７２年インド証拠法（indian Evidence Act, 1872）が、それぞれ規定している。

（２）民事訴訟手続に関する情報提供（E-Courts Service）

インドにおいて裁判所は「Ｅコートサービス」に力を入れており、裁判所のホームページにおいて、個別案件の進捗等の情報確認をすることができる。

ちなみに、同ホームページでは裁判所に係属中の未処理事件数等のデータも開示されており、本報告書作成時点において、地裁分と高裁分とを合わせた未処理事件（Pending Cases）は「３０００万件」を超えている。

★ECOURTS SERVICES
http://ecourts.gov.in/ecourts_home/

２　準司法機関（quasi-judicial）

裁判所以外の紛争解決機関として、各行政分野ごとに、審判所（Tribunal）や委員会（Committee）が数多く設置されている。これらは総称して準司法機関と呼ばれている。消費者紛争救済フォーラム（Consumer Disputes Redressal　Forum）　などがその例である。

３　商事裁判所、高等裁判所の商事専門部の設置

第１章第２の３（２）でも触れた、商事裁判所並びに高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部に関する法律（The Commercial Courts, Commercial Division and Commercial Appellate Division of High Courts Act, 2015 ）は施行され、既にデリーをはじめ４州には商事裁判所が設置され、活動が開始されている。

同法が定める手続の期間制限が遵守され、また従前の滞留案件がスムースに商事裁判所に移管されるためには、従前の裁判所とは別個にそのインフラと人材が整備

される必要があるが、本報告書作成時点では、施行後まだ１年であり、その運用状況に関する確たる情報には接することはできなかった。

４　会社法審判所（NCLT）

第２章第２の２（１）③でも触れた、会社法関連紛争の解決機関を一本化すべく２０１３年会社法４０８条に基づき設立された会社法審判所（National Company Law Tribunal(NCLT)）は、準司法機関の一つであるが、会社法関連紛争の迅速化及び簡素化を目指す制度として特に重要と思われる。既にニューデリーをはじめ１１か所で設立されており、また上訴機関として会社法上訴審判所（National Company Law Appeliate Tribunal(NCLAT)）もニューデリーに設立された。

５　仲裁

（１）はじめに（仲裁法の重要性）

①　前記のとおり、インドでは訴訟手続について、迅速な処理を実現するための制度改革がなされてはいる。

ただ、これらはこの１～２年に導入された制度であり、日本企業として新しい裁判制度を積極的に利用すべきと考え得るほどに、制度設計どおりの運用がなされているのか、今後も注視していく必要があろう。

またそもそも、グローバル領域における契約書のスタンダートを考えると、現在では、インド企業との契約においても、紛争解決については仲裁条項が設けられることが常識化しているものと思われる（ちなみに仲裁地はインド及び日本以外の第三国とすることが一般的かと思われる。）。インドの裁判に超長期の時間がかかるという実態と、他方、日本で裁判をして勝訴してもインドで執行はできないと考えられること（日本の民事訴訟法でいうと１１８条４号の相互保証の要件を満たしていない状況にあると考えられるので、インドでの執行も同様と思われる）からして、インド進出に伴う紛争解決としても、仲裁を選択するのが合理的と考えられるのである。

この点、インドも日本も、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の加盟国であり、両国とも、相手国における仲裁判断をもって自国で強制執行することが可能である。（なお、厳密には、インドは同条約への加盟に加え、相互主義が満たされていると政府が官報で通知した国のみに承認・執行を認めているが、日本はこれにも含まれる。ちなみにシンガポール、イギリスといった「第三国」として選択されることが多い国もこれに含まれている。）

②　そして、**インドにおいて、この「外国仲裁判断の執行」をする場合に適用されるのが、インドの仲裁法である。また、インドの仲裁法には日本でいうところの保全処分についても独自の規定があり、かかる保全処分は、インドではなく外国で仲裁の申立てをする際にも（国際商事仲裁の場合に）用いることができるとされている（一昨年の改正で明確にされた）。**以上の意味で、インドの仲裁法は日本企業にとっても「使う法律」にあたると思われる。

付言すると、インドでは２０１５年に仲裁法が改正されたが、この施行を機に、国内での仲裁手続の活用のみならず、インドを国際仲裁のハブにしようという熱意が高まっていることが感じられる。また、第５章で触れるとおり、外国法弁護士にインドでの弁護士活動を認める動きが出てきているが、その場合に真っ先に開放の対象となるとされているのがインドにおける仲裁の代理である。

これらの観点からも、長い目で見て、インドの仲裁法を理解しておく価値はあると思われる。

（２）留意点（仲裁法改正のポイント）

① インドの仲裁法は、近時改正された「２０１５年インド仲裁及び調停（改正）法（The Arbitration and Consolidation (Amendment) Act, 2015)」である。

日本の仲裁法と同様、国連機関である国際商取引法委員会が作成した「UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法」に準拠した内容になっており、日本の仲裁法を前提にしても理解が容易である（ちなみに改正が行なわれている分、日本の仲裁法よりも、最新のモデル法に準拠している）。

全体の構成としては、パート１（２条から４３条）で、インド国内での仲裁について、その手続、仲裁判断に対する不服申立て、仲裁判断に基づく強制執行などについて定めている。そして、パート２（４４条から６０条）で、外国仲裁判断のインド国内での執行について定めている。（なお、その後に、調停（Conciliation）についてのパートなどが続く。）

② 特に留意すべき条項は、まず、（１）②でも指摘したとおり、改正によって、裁判所による保全処分（interim measere（暫定措置と訳される））の規定が、国際商事仲裁においても適用されるようになったことである（９条、２条(2)）。（なお、証拠収集における裁判所の援助（２７条）も同様である。）

また、同法は外国仲裁判断のインド国内での執行についてパート２に規定しているが、執行申立てをインドの裁判所で争う手続についても規定がある。

これは前記のモデル法に準拠した構成ではあるが、ただ、時間をかけて仲裁判断がなされたにもかかわらず、執行の手続の中で紛争が容易に蒸し返されてしまうようでは、迅速な紛争解決は覚束無い。

かかる観点から、２０１５年の改正では、強制執行が認められない場合の一つとして規定されていた、「当該仲裁判断による強制執行がインド法の公の秩序（public plicy）に反しないこと（５７条(1)(e))」という要件について、これに該当するのは以下の場合に限るとする、新たな規定が設けられた。

（なお、同様の限定は、インド国内仲裁判断に対する異議申立て（３４条）でも同様に行われている。）

(i) the making of the award was induced or affected by fraud or corruption or was in violation of section 75 or section 81; or

(ii) it is in contravention with the fundamental policy of Indian law; or

(iii) it is in conflict with the most basic notions of morality or justice.

もっとも、限定したとはいえ、(ｉｉ) の「インド法の基本的な秩序に違反」や(ｉｉｉ)の「モラルや正義の最も基本的な考えに反する」との表現は、未だに解釈に幅があるものと思われる。

また何より、要件を限定しても、裁判所で同規定の抵触を争おうとすること自体は可能であるので、改正の趣旨の観点でどれほど実効性があるか（濫用的な異議申立てを抑制できるか）は疑問であるとも考えられる。

③　その他、仲裁判断は、手続開始から１２か月以内に出されなければならない（２９Ａ条(1)）というような、時間制限の条項が新設されたことも留意しておくべきである。

第２　運用の実態

１　はじめに

本項は、日本企業が当事者に関わったインドでの紛争解決手続を題材に、インドにおける手続の実際を確認し、また検討を加えるものである。

インドにおける手続としては、次の２が国際仲裁判断の執行（審理）、３が国内仲裁及びその執行（審理）、４が税務当局への異議申立てプロセスである。

なお、インドで紛争解決手続を採ったとは、すなわち日本企業がインドで法的問題に直面し、その解決を図ったということであり、当該紛争の内容に関する事項についても適宜解説を加えている。

２　NTT ドコモとタタ・サンズの件（強制執行申立手続）

本件は、NTT ドコモ社という、日本有数の大企業がインド進出を図ったという点においても、またその後に撤退を図ったがこれがまたスムースに進まなかったという意味でも、日本企業がインド進出した場合の一つのあり得べき展開例として、その進捗がインド国内では勿論、日本でも逐次報道され、社会的に注目されてきた事件である。

なお、報告者は上記当事者会社から直接ヒアリング等を行うことはできなかったので、以下に事実経緯として記載した内容は、インド国内の新聞等マスメディアの報道に基づいての記載であることをお断りしておく。

＜事案の概要＞

本件は、日本の株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」）が、インド進出を図り、インドの通信事業者であるタタ・テレサービシズ・リミテッド（以下「TTSL」）の株式を、タタグループの持ち株会社であるタタ・サンズ（以下「タタ」）から取得したが、その後、撤退のため、株式譲渡契約上の買戻条項（プットオプション）に基づき、タタに対し、同契約で定められた金額で TTSL の株式を買取るよう求めたところ、かかるプットオプションの有効性をインドの規制当局（インド準備銀行（以下「RBI」））に否定され、タタが請求に応じなかったため、ドコモが法的措置を講じた（国際商事仲裁手続、強制執行手続）事案である。

＜事実経緯＞

2008 年 11 月　　　ドコモは、TTSL の株式の取得について、タタと合意。

2009 年 3 月 25 日　ドコモはタタとの間で契約締結。ドコモはタタから、TTSL の株式の 26.5%を、12740crore（1274 億ルピー。crore は 1000 万を意味する。当時のレートで約 2523 億円）で取得した。

- 進出から５年間を事業継続の１つのメドとしていたドコモは、５年後の 2014 年３月期の業績次第では、撤退も可能とすべく、いわゆるプットオプション（買取条項）をタタとの契約に盛り込んでいた。

これは、TTSL が一定の業績目標を達成しなかった場合、タタは、ドコモが保有する株式の買手を見つけなければならず（Tata shall find a buyer)、または自ら株式を買い取るか補償を提供しなければならない（shall buy the shares or provide indemnity）というものであった（5.7.2 条)。

また、その際の価格については、 取得価格の 50%か、公正価格の、いずれか高い価格とされていた。

・ 一方、ドコモが TTSL の株式を取得するにあたっては、外国直接投資として、当時は FIPB（外国投資促進委員会）の承認が必要であったところ、かかる取引について、2009 年 1 月 9 日、RBI の価格ガイドラインに従うという条件のもとで、FIPB から許可を得ていた。
・ また、本件契約締結時に、タタはドコモに対し、将来、プットオプションの行使に関しては、巨額の外国為替取引になるため、RBI の承認が必要になるだろうと説明していた。

2009 年 6 月　「TATA DOCOMO（タタドコモ)」のブランド名でのサービスを開始。（ちなみに、現在も同名での事業が継続されている。）

2011 年 5 月　当初の株式取得から 2 年を経て、ドコモは追加出資。

・ その後、1 分あたりの通話料が約 1 円以下になるといった価格競争の激化、多額のネットワーク構築費用、獲得した電波が実際に割り当てられない、などの状況下で、TTSL の業績は芳しくなく、インド企業省のデータによれば、同社の損失は約 300 億ルピーに積み上がっていた。

2014 年 4 月 25 日　契約締結後 5 年が経過し、ドコモは取締役会で、TTSL 株の売却（プットオプションの行使）を決定。

・ ところが、ドコモのプットオプションの行使に先立ち、タタは、同条項は legally untenable （法的に維持できない）と主張。

タタによれば、本件契約締結後、2010 年と 2013 年に、RBI が事前に合意した価格での買い戻しを禁止する、新しい規則を制定したとのことであった。
・ また、RBI は 2014 年の通達により、非居住者は事前に合意した価格で株式を売却することはできず、公正価格はあくまで国際的に認められている方法により算定されなければならないと定めた。
・ それでも、タタは RBI に、本件について、例外的取扱を認めるよう求めた。その結果、RBI は 12 月 22 日、財務大臣に対し、RBI は例外的な承認をするつもりである（inclined to accept）ことを連絡した。

RBI は、本件はインド企業の契約の遵守に関わる問題であるし、内容的にも「5 年後に、50%のもの減額に応じる」という稀な例であり、事前決定価格での株式売却の禁止の趣旨として想定されている、「投資に仮装した貸付」とはいえないと説明した。

しかし、財務大臣は、悪しき前例になるという理由で、例外を認めないよう指示した。

2014 年 12 月 26 日　ドコモ、タタの株式買取協議が不調に終わる。

2015 年 1 月 3 日　ドコモ、ロンドン国際仲裁裁判所（London Court of International Arbitration（LCIA））に国際商事仲裁を申立て。

2016 年 6 月 22 日　仲裁判断。LCIA は、タタに対し、契約にしたがい、ドコモに、損害賠償として、11 億 7200 万ドルを支払うよう命じた。
（また、上記とは別に、利息・仲裁費用・リーガルコストの支払いも命じられた。）
この判断において、本件契約は出資を仮装した貸付にはあたらないと認定された。また、タタが指名して選任された仲裁委員（契約法の権威者とのこと）は、ドコモとタタとの間の合意には拘束力が認められる、何故なら、タタには自らの買取だけではなく買手を探すという方法も認められている、との判断を示したとされる。
もっとも、RBI が本件プットオプションを無効としていたこと（RBI ルールとの抵触性）に関する直接の法的判断はなされなかった。

2016 年 7 月 13 日　ドコモ、デリー高等裁判所に、仲裁判断に基づく強制執行の申立て。

2016 年 7 月 26 日　強制執行手続ヒアリング期日。裁判所は両当事者に、8 月 30 日まで時間を与えるので未解決の問題（outstaiding issues）に対処するよう指示した。
タタは、「誠意の証（gesture of a good faith)」として、8 月 2 日までに被請求金額を裁判所に預託すると表明。

2016 年 8 月 30 日　ヒアリング期日の予定であったが 10 月 5 日まで延期される。

2016 年９月２日　タタ、書面（宣誓供述書(affidavit)）提出。
強制執行が棄却されるべき理由としてし、本件仲裁判断はインドの「public policy」に反すると主張。
合わせて、「なお、RBI も『仲裁判断を精査したが、インドの法規制との関係という重要な争点について何ら判断が示されていない』と指摘している」とも主張。

・　これに対し、ドコモも期日間（１週間前）に書面を提出。81 ページに及ぶ書面によれば、ドコモの主張は大きく次の 3 点であった。

①　インド外国為替管理法は本件仲裁判断には適用されない。
②　同法はインド仲裁法の「パブリックポリシー」には該当しない。
（仲裁法上強制執行が棄却されるべき理由に該当しない）
③　本件仲裁判断の執行にインド政府の承認は必要ない。

特に主張の中心となっていたのは、「本件仲裁判断が認めたのは、株式の買取（としての代金請求）ではなく、損害賠償だ」ということであった。この

種の支払が資本勘定取引にあたるとなると裁判所や仲裁廷に支払を求めた場合の全て承認が必要になってしまう（ので不合理であること）、また、同種事件でインド政府が承認しなかったが強制執行を認めたインド最高裁の判断があること、なども主張されていた。

2016年10月5日　　ヒアリング期日。この日はRBIも出頭し、口頭で、本手続に参加する意思がある旨を申し出た。RBIからは正式に書面も提出されることになった。

また、RBIは、タタが本件の支払にRBIの承認が得られないと主張していることに関しては、「承認の問題ではなくそもそもプットオプションは禁止されている」との認識を示し、当初合意の有効性自体を問題視しているとした。ドコモとタタとどちらの肩を持つつもりもなく、ただ、プットオプションは禁止されていることを裁判所に示すことが参加の動機であるとのことであった。

これに対し、タタは、RBIは最初は承認の姿勢だったが財務大臣が現状のルールを守るようにと言い、結局、特別な承認を出さなかったという経緯を改めて主張した。

このような主張の中で、裁判官からはタタに対し、「なぜRBIの拒絶を争わないのか。インド企業としてドコモへの支払方法を模索すべきではないか」「そうしないと、インドでの投資は返ってこないということになりかねない」との発言があった。

2016年12月1日　ヒアリング期日。RBIから参加申出がなされた。裁判所は両当事者に対し次回期日までにRBIの主張に対する答弁を行うよう求めた。RBIは、2000年外国為替管理規則９条が、価格ガイドラインにより、インド非居住者の投資家に事前合意価格での撤退を認めていないと説明した。

2016年12月22日　ヒアリング期日。タタの主張が時間切れにより終わらず。次回期日は2月2日とされる。

裁判官から以下の発言がなされた。

タタに対し「これで契約の履行を否定されたら、インドで外国投資できないでしょう。」「補償条項があるなら従うべき。」

RBIに対し「FIPBは本件契約にプットオプション条項があることを確認して承認したのではないですか。」

2017年2月2日　　（※情報なし）

2017年2月25日　ドコモとタタは、本件紛争の解決について、裁判所外で基本合意に至り、裁判所に対し、本件仲裁判断について両社の合意内容に従った執行を求める旨の共同申立を行った。

申立ての概要は以下のとおり。

- タタは、インド国内における本件仲裁判断の執行に対する異議申立てを取り下げる。

・　両当事者は、本件仲裁判断のインド国内における執行を認め、裁判所に対し、タタが既に裁判所に預託している約11億8000万ドル（約1,300億円）　をドコモに対し引き渡すことを求める。ドコモは、上記金額の受領と同時に、保有するTTSL株式をタタに引き渡す。
・　ドコモは、本共同申立の一環として、英国、米国における仲裁判断に係る強制執行手続を一定期間停止することに合意する。

・　かかる共同申立てについて、タタは「インドにおけるフェアーな投資環境を守ることへの関心が高まる中で、合意に至った」と発表した。
　また、ドコモも「デリー高等裁判所により仲裁裁定の実現が認められた際、ドコモは、タタ・サンズとの新たな協調体制のもと、回収された資金をインドにおける産業の発展のために活用することを検討してまいります。ドコモは、タタ・サンズとドコモとの新たな協調体制が、良好な日印経済関係のシンボルとなることを期待しております。」と発表した。

2017年４月28日　デリー高等裁判所、判決言渡し。RBIの訴訟参加の申出は退けられる。
・　RBIの参加を認めるべき根拠条文はない。
・　仲裁判断が示した契約条項の解釈は当事者の契約意思に沿うもので、且つインドのいかなる法律にも反しない。
・　本件におけるドコモの請求は、株式売買そのものではなく（そうであればRBIの価格規制が適用され得る）、タタが契約上の義務（他の引き取り手を見つけるなど）を履行できなかったことを理由とする、損害賠償請求である（したがって株式売買の価格規制の問題ではない）。

その後、RBIは上告せず、上告期間の４５日が経過し、判決確定。

＜検討＞

①　デリー高裁の判決への評価
　本件で、ドコモとタタは最終的に、その協議により、契約に基づく支払を実現していくことに合意するに至った。ただ、規制当局として支払を認めない立場のRBIが裁判手続（強制執行申立）に参加の申出を行っていたため、上記合意どおりの解決が実現されるためには、手続が係属しているデリー高裁で司法判断がなされる必要があった。
　本件は外国仲裁判断の執行の局面であり、まさに第１の５で説明した、改正インド仲裁法が適用された場面である（本件は改正後に申立てられている）。強制執行が許されない場合の一つとして、当該仲裁判断の執行がインド法の「公の秩

序(public policy)」に反するか（５７条(1)）との要件が存するところ、公の秩序の内容が限定された（限定列挙されるようになった）という件である。

事実経緯で触れたとおり、ドコモは、

❶ インド外国為替管理法は本件仲裁判断には適用されない。

❷ 同法はインド仲裁法の「パブリックポリシー」には該当しない。

（仲裁法上の強制執行が棄却されるべき理由に該当しない）

という、いずれの主張もしていたようであるが、❶は「本件仲裁判断の内容が実現しても、そもそもインド法との抵触はない（だからそもそも仲裁法５７条の問題にはならない)」という立場であり、❷は「本件仲裁判断の内容が実現すると、インド法と抵触はするが（RBI ガイドラインに反する)、外国で判断された仲裁の実行を否定しなければならないような重い違反ではない（５７条の要件には該当しない)」という立場だと整理することができる。

より具体的には、❶は「本件はタタの債務不履行によりドコモの請求は損害賠償に転化しており、もはや株式売買の局面ではないから、価格ガイドラインの枠外である」という考えが根拠であり、❷は、「今般の仲裁法の改正でパブリックポリシーの内実が明らかになり、これは(i)の詐欺、(ii）の「インド法の基本的な秩序に違反」、(iii)の「モラルや正義の最も基本的な考えに反する」という、これら３点の該当性を検討すればよいことになったが、（たかだか）外国投資に纏わる行政規制が「インドの基本的秩序」だの「モラルや正義の最も基本」だのに該当するわけがない」という考えである、と言えよう。

この点、報告者個人の考えとしては、債務不履行にしてしまえば当初合意どおりの支払いを受けられることにもなりかねない、❶の考えに依拠するよりも、❷の問題として、「確かに違反にはなるが仲裁法との関係ではそこまで大した違反ではない、パブリックポリシーは、法改正した趣旨も踏まえて厳格に解するのが相当」と判断し、５７条違反にはならないと結論づけられるのが、違反は違反ということで現状の規制の有効性にも影響はないし（インド政府の顔も立つし)、仲裁法改正で「インドは変わった」ことも示せるし、且つ当事者双方の望む結論で決着もできるしで、紛争解決としての落ち着き所はこちらではないか、と予想していた。

果たして、デリー高裁は、前述のように❶の主張を容れ、本件のプットオプションはそもそも如何なるインド法にも反しない、と判示したのであった。

法律論としては、規制との関係を損害賠償請求権に転化したからという理論でクリアすることには或いは異論もあるかと思われるが、ここで重要と思われるのは、報告者が判決原文を確認したところ、判決は、プットオプションの目的（本件では撤退時にせめて５０％の投資回収をすること）を合理的と肯定し、合わせて、RBI もこの条項の存在を前提に投資を了解していることを指摘した上で、プットオプションの実行は確保されなければならないと判断していることである。**このように、インドの高等裁判所が、外国直接投資の実情を理解し、当事者の契約意思を尊重する、明快な判断をしたことは、日本企業にとっても、当然に歓迎すべきことであり、インドの裁判所は信頼できる、と思わせるに足りる結論と説得力が認められるものと思われた。**

（もし、デリー高裁が、❷の問題としながら、「RBI ガイドライン違反はパブリックポリシー違反」という判断を出すとしたら、改正法の文言(i)ないし(iii)からはあまりに広範な認定であると思われ、仲裁法改正の趣旨が、改正後直ちに没却された、と評価せざるを得ないところであった。）

② プットオプションの有効性（RBIの規制）

本件では当事者間で２００９年にプットオプション条項が設けられているが、確かに、RBIが策定した２０１５年１月９日付価格ガイドラインには、同ガイドラインによって初めて、株式の買戻を含めたオプション条項が許されることになったかのように記載されている。RBIがドコモとタタの契約を当初から無効だと主張しているのは、このガイドラインを根拠とするものと思われる。なお、このガイドライン策定以前に、プットオプション条項の有効性がどのように認識されていたか、その議論状況等は確定的には確認し得ておらず、本件でも当事者がどのような認識で契約締結に至ったのかは不明である。上記ガイドライン以前にプットオプションの効力を否定する規制があったとも確認できなかった。

したがって、報告者としては、本件はインドにおける規制の「不明瞭さ」ゆえのリスク事例として、インドでは（日本と異なり）後付けに思える規制に直面することがあり得る、という指摘ができるに止まるところであるが、ただ、ここで合わせて指摘しておくと、インドでは、遡及的に（retroactively,retrospectively）適用されると正面から規定されている規制も、しばしば存在することを報告者は確認してきており、日本とは異なり、現実問題としてそのようなことがあり得るということも、頭に置いておくとよいと思われる。

③ 仲裁（インド国外）と強制執行（インド国内）の手続の有用性

本件ではプットオプション行使の協議が不調になった後、ドコモがインド国外（ロンドン国際仲裁裁判所）に仲裁申立てを行っているが、これは当事者間の契約にそれを可能とする条項（仲裁条項）が定められていたことによるものと思われる。一般的にも、国際間取引において、公平らしさ・迅速さの観点から、紛争解決を「第三国」での「仲裁」によると合意することは全く珍しくない。そして、本件では申立てから約１年半で仲裁判断がなされており、その結論が日本企業にとって好ましい内容だったことも合わせ、国際商事仲裁の有用性が見て取れる事例と言える。

そして、その後のインドでの執行手続（審理）についても、審理期日は短い間隔で順調に入っていると認められるし、また、裁判官の発言内容がインド側に偏っているようにも認められない。本件からは、インドの裁判手続にも、その信頼を疑わせるような点は見つけられないと思われる（徒らに遅延していたり、不公平な発言があったりするなど）。

あとは、迅速性の見地から、そもそも外国仲裁判断に基づく強制執行手続を、相手方が更に自国で争えることについて、報告者も、日本企業の方から素朴に疑問を呈されたりすることもあったが、これは仲裁の「モデル法」もそうなっているという話であり、制度的には仕方がない（必要性がある）ということではある。あとは、インドの裁判所において、改正されたパブリックポリシーの要件を厳格に解する運用がなされ、そのことで、徒らな異議申立ても事実上抑制されるようになることを期待するほかはないと思われる。

※【別紙ブログ記事３４及び３５「【速報】本日判決が出ました（ＮＴＴドコモ社とタタ社の件）」「判決全文を読んでわかったこと（ＮＴＴドコモ社とタタ社の件）」もご参照下さい】

３　債務不履行に基づく損害賠償請求事件（インド国内仲裁・強制執行手続）

本件も、契約上の義務違反があったという点は２のドコモの件と同様だが、実態としては売買の目的物に問題があったことに起因して、買主であった日本企業が損害を被ったという事例であり、２と異なり、政府規制との関係という問題はないものの、インド人の事業者である相手方（売主）が、（報告者が考える限り）さしたる合理的な理由もなく支払いに応じようとしていないにもかかわらず、紛争発生から実に１３年が経過しても、未だに裁判所に手続が係属しているという事案である。
本件については当事者である日本企業にご了解いただき、委任されているインド法律事務所に事件の経緯についてヒアリングを行った。

＜事案の概要＞

インドで事業活動をしている日本企業Ｘ社は、インドの事業者Ｙとの間で物品販売契約（①）を締結し、購入した物品を原料として加工し顧客Ａ社に販売していたところ、A 社から、商品の質がＸ社と A 社との物品販売契約（②）で定められた品質に達していなかったとして、損害賠償請求を受けた。品質が劣っていた原因はＹがＸ社に販売した物品の質が物品販売契約①で定められた品質に達していなかったことにあった。Ｘ社は A 社に当該損害を賠償し、その上でＹに対し、物品販売契約①に基づき、応分の負担を請求した。しかし、Ｙはかかる請求に応じなかった。
そこで、Ｘ社は物品販売契約①に規定されていた仲裁条項に基づき、Ｙを相手に、インドで仲裁手続を始めた。

＜事実経緯＞

2003 年 7 月　　　Ｘ社がＡ社に販売した製品に品質違反が発覚。

2003 年 10 月　　　Ｘ社はＡ社に賠償。

・　物品販売契約①には、Ｙが納めるべき物品の質の基準が定められており、且つ、質に問題がありＸ社がその顧客からクレームを受けた場合には、顧客が被った損害についてＸ社とＹは半分づつ負担する旨の条項が定められていた。かかる条項に基づきＸ社はＹの負担について協議したが、Ｙは応じず不調に終わった。

2004 年 9 月　　　Ｘ社はＹ社を相手に仲裁申立て（Request of Arbitration)。

2004 年 10 月 25 日　　Ｘ社は裁判所に対し暫定措置（仲裁法９条）の申立て。

2004 年 10 月 27 日　　上記暫定措置の申立てが認められる。

2005 年 1 月 26 日　　ＹがＸ社の仲裁申立てに対する答弁書を提出。

2005 年 3 月 9 日　　Ｘ社は仲裁廷に暫定措置の申立て（仲裁法１７条）。

2005 年 4 月 18 日　　上記暫定措置の申立てが認められる（2005.4.28 決定書）。

2005 年 11 月 28 日　　同日から 12 月 1 日にかけて連続して審理が行われ、証人尋問も行われる。その後、翌年１月にかけて最終書面の提出。

2006 年 9 月 18 日　仲裁判断。Ｘ社の請求が全面的に認められる。

2006 年 12 月　　Ｙは仲裁判断に対し取消申立て（仲裁法３４条）。

2009 年 11 月 12 日　Ｙの取消申立てが棄却される。

2009 年 12 月 14 日　Ｘ社が強制執行申立て。１９０８年民事訴訟規則５０条

2010 年 1 月 19 日　差押命令発令。

2010 年 3 月 3 日　Ｙが差押命令に異議申立て。

2010 年 3 月 12 日　Ｙは 2009 年 11 月 12 日の 棄却に対して仲裁法３７条に基づき即時抗告（Appeal）

2017 年 3 月 3 日　ヒアリング期日（続行）

＜検討＞

① 長期化の理由

事実経緯のとおり、本件は、法的手続の開始（仲裁申立て）から数えても実に１２年半が経過するも、相手方が法的判断に対してその都度、不服申立てを行なってきたことから、未だに司法の終局判断にすら至っておらず、未解決となっている事件である。

長期化の最もたる原因は、事件が裁判所に係属後、その判断がなされるまで非常に長期間を要していることである。仲裁手続については、申立から判断までは約２年であり、日本の感覚からしてもそれ程長いとまでは言えないと思われるが、仲裁判断に対する異議申立て（仲裁法３４条）は申立から３年、そして同申立の棄却に対する即時抗告（３７条に基づく Appeale）については２０１０年３月から実に７年が経過しているのに未だに審理が終了していない。しかも、和解法の改正に関する報告で触れたとおり、仲裁法３４条が定める異議申立て事由は、当該仲裁判断がインド法の公の秩序（public plicy）に反しないことであり（本件の異議事由もこれであった）、２０１５年の改正でその意義が明確化される前とはいえ、争点としてはシンプルな一点ものであるにもかかわらず、である。

本件を担当するインド人弁護士からのヒアリングによれば、このように審理期間が長引いているのは、インドの司法運営の実態そのものが原因であるとのこと

で、要するに案件が多く裁判官が足りないので事件が滞留してしまう、とのことであった。

なお、補足すると、３４条の取消申立ての期間制限は、仲裁判断受領後３ヶ月とされており（３４条(3)）、日本の仲裁法の期間制限よりかなり長い。

更に、現在係属中の「Appeal」について、これに対する裁判所の判断に対しては、最高裁への不服申立ては可能と定められている（３７条(3)）。したがって、本件でも現在の「Appeal」に対する判断がなされた後も、Ｙはこれを引き続き最高裁で争うことができる、というのが制度の理解ということになる。

② 暫定措置の効果

本件でＸ社は、仲裁法９条に基づく暫定措置の決定を得た後、１７条に基づく暫定措置の申立ても行い、決定を得ている。担当弁護士によれば、９条は裁判所への申立て、１７条は仲裁廷への申立てであるところ、９条は仲裁手続が始まる前に緊急性があるものとして申し立てることが多く、またその決定には期間制限があるため、仲裁手続開始後は重ねて１７条に基づく申立てを行うことが通常とのことであった。

また、本件では、９条に基づく暫定措置は債務者（Ｙ）の資産の処分禁止、１７条はそれに加えて担保の提供（provide security and prohibit from dealing with certain securities）が認められたとのことであったが、その効果は、日本でのそれのように差押登記が公示されたり、実際に預金口座が支払禁止になったりするわけではなく、決定に基づき、債務者（Ｙ）が、資産の処分をしない誓約や一定金額の支払約束をする内容の書面を作成することになるということであった。

なお、強制執行の関係で補足すると、２０１５年の仲裁法の改正以前は、３４条の取消申立がされた場合、その判断が確定するまで仲裁判断に基づく強制執行は認められないと理解されていたため、本件においても、Ｙが３４条の取消申立をすることでＸ社は自動的に仲裁判断に基づく強制執行ができない立場に置かれ続けていたが、２０１５年の仲裁法の改正で、取消申立がされても自動的に仲裁判断が執行できない（unenforceable）ことになるわけではなく、強制執行をされないようにするためには裁判所から強制執行停止決定を別途得る必要があるものとされた（仲裁法３６条）。日本の現行法と同じになったということでもある。

４　移転価格税制に関する税務当局との紛争（税務当局への異議申立て）

移転価格税制とは、親子会社などの一定の関係にある者同士の取引における価格（移転価格）が、その関係性ゆえに通常の取引価格（独立企業間価格）と異なる価格に設定されていたと税務当局が認めた場合、所得計算が修正され、税額が変更される（増額される）制度である。

第３章でも指摘するとおり、税務当局の査定が承服しかねるものであるという事態は実に多くの日本企業が直面している問題であるが、その場合の紛争解決手続の実際の一例についてここで確認する。

＜事案の概要＞

本件は、インドの税務当局が、インドで設立された日本企業の１００%子会社Ｘ社と同社の親会社との間の取引の対価（より本質的には、当該子会社が果たしている現地機能に対して日本から入金される金額）について、いわゆる独立企業間価格（arm’s length price）と認めず、通常の取引価格より低額であったとして、所得認定を修正して所得税を増額し、且つ罰則手続を開始したため、当該子会社が税務当局の審議官に異議の主張を行った事案である。

＜事実経緯＞

2011年9月29日　Ｘ社は、２００９年会計年度の納税について、税務当局から査定通知（assessment notice）を受領した。

- Ｘ社は日本の親会社のインド事業において、主として現地での顧客対応機能を担うべく設立された会社であり、親会社との間で「マーケットサポートサービスの提供（providing marketing support service)」を行いその対価を得るという内容の契約を締結していたが、これは１９６１年インド所得税法（The Income Tax Act, 1961）９２B条の国際取引（international traisaction）に該当し、移転価格税制の対象となるところ、納税（２０１０年）の翌年に税務当局の調査が開始されたということになる。
- 上記査定通知では、当該取引価格について「show cause(正当な理由を示す)」が求められており、Ｘ社は監査を委託していた会計事務所に対応を依頼し、同事務所を通じてこの返答を行ったが、税務当局は納得せず、移転価格の調査官（TPO: Transfer Pricing Officer）が選任され、移転価格の評価手続が開始された。
- Ｘ社によれば、その後、書面の提出は２０回以上に及び、調査官に呼び出されて口頭で説明を求められることもあったとのことであった。
  報告者が関係資料を概観したところでも、調査官からの要求事項は徐々に拡散していっているようにも見受けられ（例えば、調査の終盤になって親会社の事業内容を詳細に説明するよう求めるなど)、その対応には多大な時間（及び専門家費用）を要したであろうとも感じられた。

2014年1月28日　調査が終了し、調査官は本件取引価格が独立企業間価格に該当すると認めない旨の命令（Transfer Pricing Order）を出した。(なお、かかる判断に至る詳細な過程は開示されなかった。)

2014年3月19日　上記命令に基づき、税務当局の査定官（AO: Assessing Officer）は、インド所得税法１４３条(3)に基づき、最終査定決定（Final Assessment Order） として、TPOの計算を考慮に入れてのＸ社の最終的な収益を決定し、同会計年度の課税額を１２０万ルピー増額した。合わせて、２７１条(1)(c)に基づき罰則通知を発した。

- かかる決定を受け、Ｘ社は日本の本社と協議し、追徴額は１２０万ルピー（本報告書作成時点の為替レートでは約２００万円）で、単年度で見れば非常に高額というわけではなかったが、以後の取引価格に永続的影響が生じること、のみならず同業他社に及ぼす影響等を勘案し、決定を争うこととした。

2014 年 4 月 17 日　 Ｘ社は所得税法２４６Ａ条に基づき、税務当局への異議申立て（Appeal to the Commissioner of Income-tax）を行った。

・ 本手続は行政機関内での紛争解決手続であり、代理人は弁護士でなくても務めることができるところ、Ｘ社は本会計年度の監査及びここまでの調査手続の対応をしていた会計事務所とは別の会計事務所を本手続に起用した。
・ Ｘ社は本手続において、上記会計事務所を通じて、２０１５年７月までに、申立書とは別に合計５通の書面を提出した。

2015 年 12 月 3 日　税務当局の命令（Order）が発令される。内容は、査定官に計算の修正を命じるもの（Ｘ社の主張が認められる）。

・ かかる命令に対し、制度上は、準司法機関である所得税裁判所（Income Tax Applette Tribunal）で当該命令を争うことができる（そして、その決定に不服があれば更に司法機関である高等裁判所に提訴できる）ことになっているようであるが、本件では税務当局はかかる命令を争わず、紛争は終結した。

＜検討＞

・　本件の異議手続自体は申立てから約１年８か月で命令に至っている。
・　内容には深く立入れないが、本件における独立企業間価格を計算するための類似取引例の取捨選択に争いがあったところ、査定官の認定が合理的ではないと認められたようである。
・　もっとも、異議手続以前の査定通知から最終査定決定までには、実に２年半の時間がかかっており、その間の手間と費用は多大なものであったと推測される。本件では結論として企業側の判断が正当と認められたわけであるが、他の日本企業の事例も報告者が確認してきた限りでは同様のようで、インド税務当局の査定官の行き過ぎた活動が一般化してしまっているようにも思われる。インド政府においてかかる状況を正確に認識して改善が図られることが望まれる。
・　異議申立てに対する判断（命令）に対しては、納税者（Ｘ社）も査定官も更に準司法機関で争うことが可能であるが、本手続を担当した会計士事務所によれば、命令を発令するのは査定官にとっては上役であり、査定官がこれを争うことは通常ないとのことであった。
・　なお、細かい話ではあるが、Ｘ社においては、異議申立手続前の移転価格の評価手続において、税務当局の書面提出の求めに対し、これらを指定期限までに提出せず、税務当局から督促書面が来てから残りを提出したという経緯があり（具体的には、税務当局から８月３０日付書面により１０月１４日までに数種の書面の提出を求められていたが、１１月２０日に書面が出てない旨の督促状が来て、１２月３日に追完した)、このような書面提出の遅れの影響についてＸ社に質問したところ、手続を担当していた会計事務所からは、これはむしろ「戦略」であり、あえて一部の提出に留めたとの説明を受けていて、その理由は、税務当局も自ら始めた手続ではあるものの案件を多数抱えており、書面も１回で全部出してしまうとひと段落してしまって進まなくなるため、関心を継続させるべく分割提出を図った、と聞いているとのことであった。